

議案参考資料

[令和8年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係(担当)]

税務課 市民税担当

資産税担当

議案名

議案第61号 桐生市市税条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税及び固定資産税について所要の改正を行おうとするものです。

概要

1 個人市民税関係

- (1) 扶養親族等申告書について、その提出範囲を拡大し、所得税が源泉徴収されない公的年金受給者等であって、障害者等に該当する者又は特定配偶者等を扶養している者は、同申告書を提出するものとします。

(施行期日：令和9年1月1日)

- (2) 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について、適用期限を5年延長します。

(施行期日：令和9年1月1日)

	現行	改正案
適用する居住年	R7. 12. 31 までに居住した人	R12. 12. 31 までに居住した人
控除適用期限	令和20年度課税まで	令和25年度課税まで

- (3) 特定暗号資産を譲渡した場合の譲渡所得等について、他の所得と分離して課税します。

(施行期日：金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第64号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日)

2 固定資産税関係

- (1) 特定再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準額に乗ずる特例割合(わがまち特例)について、発電設備の種類に応じてそれぞれ定めます。

(施行期日：公布の日)

- (2) バリアフリー改修が行われた改修特別特定建築物に係る減額措置について、その特例割合(わがまち特例)を3分の1とします。

(施行期日：公布の日)

- (3) 課税標準額の免税点について、次のとおり見直しを行います。

	現行	改正案
土地	30万円	30万円(変更なし)
家屋	20万円	30万円
償却資産	150万円	180万円

(施行期日：令和9年4月1日)

背景・経過

現下の経済社会情勢等を踏まえ、税負担の軽減措置等の整理合理化等を行う必要があることから、地方税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 2 号)が令和 8 年 3 月 31 日に公布されました。一部は、同年 4 月 1 日から施行され(専決処分により条例改正済)、今後、順次施行されます。